

# 4月は固定資産税縦覧期間です

4月1日(月)～4月30日(火)  
期間中は無料で縦覧・閲覧ができます

## (1)土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧【期間中のみ縦覧できます。無料】

固定資産税納税者は、「自己の土地または家屋の価格」のほか、「市内のほかの土地または家屋の価格」が確認できます。

縦覧期間	4月1日(月)～4月30日(火) 8:30～17:15 (土・日・祝日を除く)		
縦覧場所	市役所 税務課 (本館2階)		
縦覧できる方	縦覧できる方	縦覧できる帳簿	縦覧に必要なもの
縦覧できる帳簿	固定資産税納税者 納税管理人 納税者と同居の親族	・固定資産税(土地)の納税者 →土地価格等縦覧帳簿	・納税者の納税通知書または課税明細書 ・縦覧者本人の本人確認の書類(運転免許証・健康保険証等)
縦覧に必要なもの	納税者の代理人	・固定資産税(家屋)の納税者 →家屋価格等縦覧帳簿	・納税者の納税通知書または課税明細書 ・代理人の本人確認の書類(運転免許証・健康保険証等) ・委任状
縦覧手数料	無料(帳簿のコピーはいたしません)		

## (2)固定資産課税台帳の閲覧【上記縦覧期間中のみ無料】

閲覧期間	通年 8:30～17:15 (土・日・祝日を除く)		
閲覧場所	市役所 税務課 (本館2階)		
閲覧帳簿	固定資産課税台帳(記載事項:縦覧帳簿に記載された事項、課税標準額※1など)		
閲覧できる方	閲覧できる方	閲覧できる帳簿	閲覧に必要なもの
閲覧できる帳簿	①固定資産税の納税義務者	納税者 免税点未満の所有者 ※2	当該納税義務に係る固定資産 ・納税者の納税通知書または課税明細書(運転免許証・健康保険証等) ・本人確認の書類(運転免許証・健康保険証等)
閲覧に必要なもの	②借地人	借地権、その他の使用、または収益を目的とする権利(対価の支払い有り)を有する方	当該権利の目的である土地 ・賃貸借契約書の原本 ・本人確認の書類(運転免許証・健康保険証等)
	③借家人	当該権利の目的である家屋と、その敷地である土地	
	④固定資産の処分をする権利を有する一方の方	当該権利の目的である資産	お問い合わせください
	①～④の代理人	委任された固定資産	・上記の①～④に該当する書類 ・委任状 ・代理人の本人確認の書類(運転免許証・健康保険証等)
縦覧手数料	縦覧期間中は無料。通常は有料。		

※1 土地や家屋の評価額に、(該当すれば)特例措置などを加味したものの。これに税率を掛けたものが税額となります。  
※2 市内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円に満たない場合、固定資産税は課税されません。

## (3)固定資産税課税台帳の記載事項の証明書交付【有料】

受付日	通年 8:30～17:15 (土・日・祝日を除く)		
申請できる方	申請できる方	証明事項	申請に必要なもの
証明事項申請に必要なもの	(2)の表「閲覧できる方」参照 民事訴訟費用等に関する法律の「訴え・控訴・上告の提起」などの申し立てをする方	固定資産税課税台帳に記載されている事項(裁判用は課税標準額を省きます)	(2)の表「閲覧に必要なもの」参照 申し立てに使用する書類(原本)と本人確認の書類(運転免許証・健康保険証等)
証明手数料	土地(家屋)が5筆(5棟)まで200円、それ以上は1筆(1棟)ごとに40円ずつ加算		

問い合わせ/税務課 ☎(43)1115

# 皆さん申告はお済みですか? 前納報奨金制度の廃止について

3月は、以下の日程で受け付けておりますので会場までお越しください。

## 市・県民税申告受付日程表

月日	受付地区及び受付時間		会場
	午前(9:00～11:00)	午後(13:00～15:30)	
3/1(金)	倉掛・高塩・館ノ川	境林・川崎反町	市役所本館会議室2階
3/4(月)	中		
3/5(火)	木幡		
3/6(水)	東町		
3/7(木)	荒井		
3/8(金)	末広町		
3/11(月)	鹿島町	鹿島町・矢板・早川町	
3/12(火)	富田	本町	
3/13(水)	上町		
3/14(木)	扇町二丁目		
3/15(金)	扇町一丁目		

問い合わせ/税務課 ☎(43)1115

問い合わせ/税務課 ☎(43)1115

# 軽自動車、バイク、トラクターなどの廃車、変更手続きはお済みですか? 手続きは、4月1日(月)までに

軽自動車税は、毎年4月1日に登録されている車両に課税されます。使えなくなったり、譲ったりして車両はないのに、廃車や名義変更などの手続きを忘れていませんか。4月1日までに手続きしないと、平成25年度軽自動車税が課税になります。忘れず、お早めに手続きしてください。

車の種類	問い合わせ
原動機付自転車 (125cc以下のバイクなど)	矢板市税務課 ☎(43)1115 ※廃車手続きには、所有者の印鑑とナンバープレートが必要です。(ナンバープレートを紛失した場合は、弁償代として200円かかります。)
小型特殊自動車 (コンバイン、トラクターなど)	
2輪の軽自動車・小型自動車 (125ccを超えるバイクなど)	関東運輸局栃木運輸支局 ☎050(5540)2019 ※アナウンスが流れます 宇都宮市八千代1-14-8
4輪の軽自動車	軽自動車検査協会栃木事務所 ☎028(645)5161 宇都宮市西川田本町1-2-37

問い合わせ/税務課 ☎(43)1115